要望等の記録制度のイメージ図

公職者等とは

1　宝塚市議会議員　　2　他の地方公共団体の議会議員又は首長
3　国会議員　　4　宝塚市長であった者　　5　秘書等

要望等とは

1　要望　　2　提言　　3　提案　　4　相談
5　意見　　6　苦情　　7　依頼等

① 公職者等からの要望等

② 公職者等からの意見や要望等を記録

③ 審査会へ定期的に報告

④ 不当要求を受けたときは、審査会に諮問

⑦ 不当要求に該当するかの判断、要望等への対応について答申

⑤ 意見陳述の機会付与

⑥ 意見陳述の提出

⑦ 答申の結果を通知

要望等への対応の基本原則

1　要望等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応する義務

2　特定のものを特別に扱う要望に対する慎重かつ適切に対応する義務

3　不当要求行為への組織的対応の義務

不当要求行為とは

1　正当な理由なく
（1）特定のものに有利不利な取扱いをすること
（2）特定のものに義務のないことを行わせ、権利の行使を妨げること
（3）職務上知りえた秘密を漏らすこと
（4）執行すべき職務を行わないこと
（5）法令等に違反することを行うこと

2　公正な職務執行を妨げることが明白である要望等をすること

3　暴力等社会的相当性を逸脱する手段により要望等をすること

⑧ 不当要求行為に対しては断固拒否、答申を尊重した必要な措置